

## 【福祉貸付、医療貸付】

物価高騰の影響を受けた施設等に対する

経営資金又は長期運転資金（以下「本資金」という。）の取扱いに係るQ & A

### 【目次】

#### 1. 本資金のお手続きについて

Q 1～Q 3

#### 2. 本資金の融資制度・融資条件・融資対象について

Q 4～Q 23

#### 1. 本資金のお手続きについて

Q 1 本資金はどのような融資制度でしょうか。

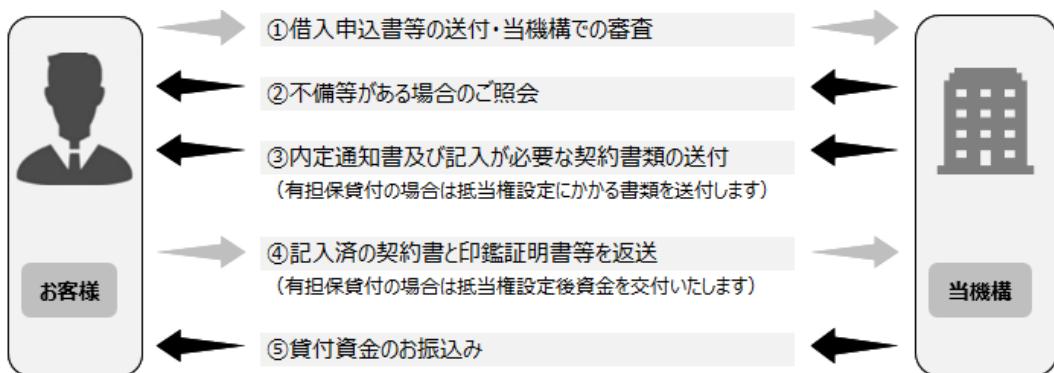
A 1 近年の物価高騰の影響により経営状況が悪化した施設・事業において必要な経営資金・長期運転資金について通常のメニューから優遇して融資を行います。

なお、所定の審査がございますので、物価高騰の影響による費用の増加や利益の減少（損失の増加）、今後の経営改善の見込、その他審査に必要な内容の確認が必要なお客様には、当機構からご連絡させていただくことがあります。

Q 2 借入申込を行ってから融資を受けるまでの流れを教えてください。

A 2 次の図のような流れになります。

有担保での貸付になるか、無担保での貸付になるかでお手続きの流れが若干異なるのでご注意ください。



Q 3 申込から融資実行までどのくらいの日数がかかりますか。

A 3 できる限り速やかに融資の実行ができるように努めておりますが、現在、数多くのお客様から融資のご相談をいただいている状況であり、順番にご対応しております。

また、お客様の状況（財務収支・償還財源・担保等）に懸念が見受けられる場合、審査に時間を要することがあるため、必ずしも融資の実行の時期についてご希望に沿えない可能性がありますことをご理解いただきますようお願い申し上げます。

## 2. 本資金の融資制度・融資条件・融資対象について

Q4 どのような場合に本資金の融資の対象となりますか。

A4 融資対象となるためには下表の要件を満たす必要があります。

ベースアップ評価料・処遇改善加算届出	
あり	なし
<p>①お申込みいただく施設（拠点）における、申込時点で提出可能な直近月の試算表を、その前年または前々年と比較し経常利益（経常増減差額、当期経常増減額など）が減少していること。</p> <p>または、直近決算年度において、お申込みいただく施設（拠点）単体もしくは法人全体の経常利益が赤字となっていること。</p> <p>②お申込み時に経営改善計画書を提出し、貸付契約を行った日から2年以内に、経営改善計画進捗状況書を提出すること。</p>	<p>・お申込みいただく施設（拠点）における直近1年以内の物価高騰等の影響を受けた月の試算表を前年または前々年と比較し、①経常利益（経常増減差額、当期経常増減額など）が減少していること。</p> <p>②人件費や減価償却費等を除いた事業費用（サービス活動費用、医業費用、支出など）が増加していること。</p>

Q5 ベースアップ評価料・処遇改善加算届出実績がある場合の要件にある、経営改善計画書はどのようなものを提出すれば良いですか。

また、経営改善をさせる必要がない場合、提出を省略することはできますか。

A5 経営改善計画書は当機構指定様式にてご作成ください。また、必要に応じて追加資料をお願いする場合がございます。

また、経営改善計画書はお申込みいただく施設（拠点）及び経営改善を要する施設（拠点）についてご提出いただく必要があります。

Q6 ベースアップ評価料・処遇改善加算の届出根拠は、受理通知以外にどのような資料が認められますか。

A6 ベースアップ評価料の根拠資料としては、①厚生局からの受理通知書または②厚生局HP掲載の届出受理医療機関名簿のうちいずれかの書類をご提出ください。

処遇改善加算の根拠資料としては、①国保連からの支払決定通知書(写)、②国保連に対する請求書(写)、③行政に提出した実績報告書(写)のうちいずれかの書類をご提出ください。

Q7 ベースアップ評価料・処遇改善加算届出実績がある場合の対象要件にある「直近決算年度」はどの時点のものですか。

A7 原則、お申し込み時点で確定申告済みの年度決算を「直近年度決算」としております。

Q8 融資額に上限はありますか。

A8 融資限度額の計算は下表のとおりとなります。

ベースアップ評価料・処遇改善加算届出	
あり	なし
<p>次の①～②のうち、いずれか低い額が融資限度額となります。</p> <p>なお、②については医療貸付のみの適用要件となります。</p> <p>①担保評価額×80%（診療報酬債権担保の場合は100%） ※無担保の場合は500万円と直近事業収益の2か月分を比較し高い額</p> <p>②病院 10億円 老健・介護医療院 1億円 診療所等 4,000万円</p>	<p>次の①～③のうち、いずれか低い額が融資限度額となります。</p> <p>なお、③については医療貸付のみの適用要件となります。</p> <p>①物価高騰等の影響を受けた月（原則直近1年以内）と前年同月などと比較した際の費用増額の24倍</p> <p>②担保評価額×80% ※無担保の場合は500万円が融資限度額となります。</p> <p>③病院 10億円 老健・介護医療院 1億円 診療所等 4,000万円</p>

ホームページに掲載している「物価高騰対応資金借入申込書」エクセルで、融資額の上限目安が算出できますので、借入申込前にご確認ください。

Q9 償還期間および据置期間は何年になりますか。

A9 償還期間および据置期間は、下表のとおりとなります。

ベースアップ評価料・処遇改善加算届出	
あり	なし
<ul style="list-style-type: none"><li>・償還期間は最長10年、据置期間は償還期間のうち最長2年となります。</li><li>・また、医療貸付事業においては次の①又は②の要件を満たす場合は、据置期間は最長5年となります。</li></ul> <p>①医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱（令和7年2月12日医政発0212第5号）による病床数適正化支援事業について事業計画の提出をした施設</p> <p>②地域医療構想会議調整会議において合意を得て、地域ニーズを踏まえた再編・減床を行う施設</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・償還期間は最長10年、据置期間は償還期間のうち最長1年6ヶ月となります。</li></ul>

Q 1 0 無利子期間はありますか。

A 1 0 無利子期間の取り扱いについては、下表のとおりとなります。

ベースアップ評価料・処遇改善加算届出	
あり	なし
<ul style="list-style-type: none"><li>直近の事業収益の2か月分（融資限度額を上回る場合は融資限度額）までを上限とし、当初2年間無利子となります。</li><li>また、医療貸付事業においては次の①又は②の要件を満たす場合は当初5年間無利子となります。</li><li>①医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱（令和7年2月12日医政発0212第5号）による病床数適正化支援事業について事業計画の提出をした施設</li><li>②地域医療構想会議調整会議において合意を得て、地域ニーズを踏まえた再編・減床を行う施設</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>無利子期間はありません。</li></ul>

Q 1 1 算定基礎となる経常利益の減少または費用の増加額等について、●%までなど制限を設けていますか。

A 1 1 特段、制限を設けておりませんが、上記A4記載の融資対象となる要件をすべて満たす必要があります。

例えば、ベースアップ評価料・処遇改善加算届出がなされていない場合、事業費用（サービス活動費用、医業費用、支出など）が増加していても経常利益（経常増減差額、当期経常増減額など）が増加している場合は本融資の対象となりません。

Q 1 2 施設・事業の開業から1年未満ですが、本資金の融資対象となりますか。

A 1 2 本資金は、開業から間もない場合のいわゆる新規開業資金への使用はできません。

原則、開業から1年以上経過し、決算期を迎えている必要があります。

Q 1 3 本資金の使途に制限はありますか。

A 1 3 本資金は物価高騰の影響を受けて費用が増加した結果、一時的に資金繰りが悪化した場合の補てん等に充てる資金となりますので、当機構以外の既往借入金の繰上返済や借換資金、建築資金への流用、他法人への流用又は転貸等定められた使途以外に使用したことが確認された場合、繰上償還となるほか、違約金をお支払いいただくことがありますのでご注意願います。

Q14 無利子上限額（直近の事業収益の2ヶ月分（融資限度額を上回る場合は融資限度額））を超えてお申込みすることはできますか。

A14 担保評価額×80%（診療報酬債権担保の場合は100%）の範囲内であれば、無利子上限額を超えて、有利子分としてお申込みいただくことができます。

なお、無利子分と有利子分（有担保）を同時でお申込みいただく場合は、それぞれでお申込みいただく必要があります。

また、医療貸付においては、次の金額を超えてお申込みいただくことはできませんのであらかじめご了承ください。

✓病院10億円、老健・介護医療院1億円、診療所等4,000万円

Q15 本資金の融資を一度受けた後、更に融資を受けることはできますか。

A15 融資限度額の範囲内であれば、再度、融資をお申込みいただくことは可能です。

ただし、再度、お申込みをいただいた時点におけるお客様の状況で審査を行うため、一定期間のお時間をいただくことや融資実行済の資金の使用用途を確認する場合がありますので、予めご承知おきください。

Q16 本資金の融資を一度受けた後、更に融資を受ける場合、改めて申込書は必要ですか。

A16 再度、融資のお申込みをいただく場合は改めて借入申込書一式を郵送によりお申込みください。

Q17 過去に新型コロナウイルス対応支援資金（以下「コロナ融資」という。）の融資を受け、現在、残高が残っている状況ですが、本資金の融資を受けることはできますか。

A17 お問い合わせの状況であっても本資金のお申込みは可能ですが、今回の審査において過去の融資の返済状況等を確認させていただくため、融資をお断りする場合や借入申込額の減額をお願いする場合がありますので、予めご承知おきください。

Q18 連帯保証人は必要ですか。

A18 保証人不要制度をご希望いただけますが、審査の結果、連帯保証人として1名以上立てていただく場合もございますのでご了承ください。

また、保証人不要制度の利用にあたっては、福祉貸付事業に係るお申し込みについては0.05%を、医療貸付事業に係るお申し込みについては0.15%が通常の貸付利率に上乗せされます。

#### 【個人のお客様の留意点】

個人のお客様で、個人保証でのお申込みをご希望の場合は、申込者本人以外の第三者を連帯保証人として1名以上立てていただく必要があります。

また、申込者本人以外の第三者が保証参加する場合、原則として、公証役場において、保証意思の確認手続きを行っていただく必要があります。

Q19 借入申込は法人単位となりますか。

A19 原則、施設・事業単位での借入申込となります。

ただし、法人全体でのご返済が可能かどうか確認をいたしますので、法人全体でご返済が可能な範囲に減額していただく場合がございます。

Q20 申込書を紙媒体で送ってもらえますか。

A20 参考としてお申込書類を紙媒体でお送りすることはできますが、融資対象要件や融資限度額の確認については電子媒体での作成を前提としております。

スムーズにお申込み手続きを進めるため、お申込書作成に当たってはHPからダウンロードした電子媒体をご利用いただきますようお願ひいたします。

Q21 借入返済の途中で繰り上げて返済することはできますか。

A21 借入金の返済期限前に返済予定を繰り上げて借入金の一部または全部を返済することは可能です。

その場合、繰上償還に伴う弁済補償金が発生しますので、予めご承知おきください。

※弁済補償金について

固定金利で約定した融資の期間の途中でお客様から繰上償還された場合、当機構が将来得られるべきであった利息が得られなくなる一方で、当該資金を財源として再運用（貸付）する場合にその時点での金利情勢によっては将来に同様の利息を得られない「再運用リスク」が生じることから、このリスクによる損失を補うため、お客様との契約に基づき合理的に算出された金額（将来の元利金の現在価値に対して繰り上げ償還元金だけでは不足する金額）を弁済補償金としてお客様にご負担いただくものです。

Q22 本資金の融資に当たって、団体信用生命保険特約制度へ加入できますか。

A22 一定の要件を満たせば加入していただくことができます。

この制度に加入された場合、万が一融資を受けた方が死亡または高度障害の状態になられたときは、一定額（1億円）を限度に借入金が保険会社から受け取る保険金によって弁済されます。

同制度の詳細については、「外部リンク：公益財団法人社会福祉振興・試験センター」をご覧ください。

Q23 本資金は福祉医療機構の「新型コロナウイルス対応支援資金」等の既往借入金の返済に使用することは可能ですか。

A23 可能です。なお、既往借入金を一括返済する（いわゆる「借換」）場合、金利等のご融資の条件によってはお客様のご返済に係るご負担が増加する場合がありますため、ご相談ください。

※その他不明点等ございましたら次の電話番号にお問合せ下さい。

【お問い合わせ先】

福祉貸付 物価高騰対応資金専用番号 TEL 03-3438-0403

医療貸付 物価高騰対応資金専用番号 TEL 03-3438-9940